

ハッ場ダム住民訴訟

1都5県 FAXニュース

第3号(05年4月13日)

東京・群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉

弁護団解説: 第一回口頭弁論は3月11日で全て終了した。私たちは、そもそもダムは不要であり、また、各都県は、今からでも国に対しダム使用権設定申請を取り下げるべきだと主張。これに対し、全被告が、全面的に争い、一部の被告は、ハッ場ダムがほんとうに必要なのか否かの本格的議論を避けるため、門前払いの主張を展開する姿勢をみせている。本質論とともに、門前払いへの反論が必要となりそうだ。(谷合)

【茨城の会】3月29日水戸地裁で茨城は第2回目の口頭弁論に入った。今回は被告(県)側が反論する番だったが、無言の陳述だった。裁判は証拠書類の提出で淡々と進んだ。「この書類は誰が作りましたか」持ち回りで各首長が連判した水道の要請書を坂本弁護士が突いた。だれ気味の法廷が一瞬緊張した。次回は6月14日。被告側は財務会計行為の陳述を予定。いよいよ本番だ。(神原)

【群馬の会】4月2、3日で環境法律家連盟の方々が川原湯温泉で総会、学習会、現地視察を行い、群馬の会からも弁護士2名、原告2名が参加しました。費用対効果、持続可能な発展からの視点が必要などの意見が出されました。その後、参加者の1人が自然調査の報告書を情報公開すべく動き始めてくれています。原告団会議は、4月11日、第2回期日が15日(金)13:00~です。(真下)

【栃木の会】第2回訴訟期日4月14日を前に原告団会議が開かれた。県はハッ場とは別に南摩ダムにも参画し、新規取水量0.821m³/秒に対し86億円を負担する。この配分量は会計上の債権である。86億円を負担する実質的な理由はどこにあるか。またこの配分量はどのようにして決まり、どのように使用する計画か。以上について釈明を求める準備書面を出すことになった。(葛谷)

【東京の会】4月20日東京地裁606法廷で第2回裁判(10時から約30分)。答弁書では触れられていなかった、ダム不要論、危険性といった実質的な争点に関し、被告側から認否反論の書面が提出される予定。続く弁護士会館の説明会では現地の自然やダム反対闘争の歴史を映像で紹介します。5月28日には、嶋津暉之氏を講師に江戸川グリーンパレスで学習会(2~4時、300円)。(深澤)

【埼玉の会】いよいよ第2ラウンド。第2回裁判が5月11日(水)午後3時半から開かれる。今回も意見陳述の時間が得られたので、原告3人がハッ場ダム計画の法律逸脱、自然破壊、監査委員の責任放棄などの問題を陳述する。さいたま地裁で最も広い301号法廷なので、皆様の参加を乞う。5月7日(土)~8日(日)は青葉ツアーとして、現地バス見学と吾妻渓谷ハイキングを行う。是非ご参加を(藤永)

【千葉の会】4/7 第2回裁判(5/27)に向けての弁護団会議に原告側から4人参加。若手を含めた7人の弁護士が、被告側答弁書への対応、判例の紹介、千葉県独自の問題等を話し合った。4/11 幹事会では、今後の原告団のあり方、各地での学習会、広報についての打ち合わせを行った。5/13午後1時30分~4時30分アミューズ・柏にて「ストップハッ場ダム」学習会を予定。(中村)

予定地の(群馬県長野原町)今:付帯工事は道路建設を中心に進んでいるが、予定地、長野原町における国交省の用地取得率は4割弱。地権者の中には、ダム事業への協力を拒む人もいる。現地のもろい地質により、工事は難航。住民は今年度中に代替地移転の予定だが、代替地造成は遅れ、住民と国交省との交渉も暗礁に乗り上げている。最大集落、川原湯地区は、代替地価格の4度目の値下げを要望。温泉再建の見通しは厳しい。(ハッ場ダムを考える会)

発行:ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会/ハッ場ダム住民訴訟弁護団/ハッ場ダムを考える会
<http://www.yamba-net.org/> <http://www.yamba.sakura.ne.jp/> 連絡先 042-341-7524(深澤) 048-825-3291(藤永)